

令和3年9月10日

支部勉強会のご案内

近畿税理士会天王寺支部  
支部長 嶋仲 直隆  
大阪奈良税理士協同組合天王寺支所  
支所長 嶋仲 直隆

- ・ 税理士賠償責任事例（1時間×2コマ）
- ・ 書面添付制度「相続税版」（1時間×1コマ）

1コマ(1時間)ずつでも、視聴・受講登録できます！

**【1】税理士賠償責任事例(1時間×2コマ)】**

相次ぐ税制改正や事業形態の多様化等により、税理士業務の過誤による損害賠償請求の事例が年々増加傾向にあります。

税理士職業賠償責任保険に加入しているからといって、全ての事例において保険金が支払われるわけではありません。法律上の賠償責任の有無は、契約の有無とその内容によって左右されます。法律上の賠償責任がなくても、賠償しないとなれば関与先との信頼関係は破綻することも考えられます。

税理士が負う責任は、税理士業務委嘱契約に関するものですから、債務不履行(民法415条)に基づく賠償責任がほとんどだと思われまます。そして、税理士は税務に関する専門家(税理士法1条)ですから、一般的な善管注意義務(民法644条)より重い専門家責任を負うこととなります。

税理士の場合は、委嘱契約の本旨にしたがって、相当注意義務を払いながら業務を遂行したか否かが損害賠償義務の有無を判断するポイントになります。「相当注意義務」とは専門家であれば10人中、8人から9人までが気づく内容だと解釈されています。

今回の勉強会では、特に、賠償事例が多かった項目を厳選して、消費税4事例・所得税3事例・法人税3事例について、収録しています。ぜひこの機会にご視聴ください。

消 費 税  ( 1 時 間 )	<ul style="list-style-type: none"><li>①新設法人の特例 簡易課税制度選択届出書の提出を失念した事例</li><li>②簡易課税制度選択不適用届出書 簡易課税制度選択不適用届出書の提出を失念した事例</li><li>③課税事業者選択届出書 課税事業者選択届出書を提出すべきところ誤って課税事業者届出書(基準期間用)を提出した事例</li><li>④法人設立届出書 設立初年度の決算期を誤り免税期間が短縮されてしまった事例</li></ul>
------------------------	--

(裏面へ続く)

<p>所 得 税 法 人 税  ( 1 時 間 )</p>	<p>① 上場株式等(所得税) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得等との損益通算を失念した事例</p> <p>②住宅借入金(所得税) 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を適用すべきところ誤って認定長期優良住宅新築等特別税額控除を適用した事例</p> <p>③減価償却費計上誤り(所得税) 建物の減価償却費の計上を失念した事例</p> <p>④雇用者給与支給増加税額控除(法人税) 所得拡大促進税制の適用を失念した事例</p> <p>⑤事前確定届出給与(法人税) 事前確定届出給与の提出を失念した事例</p> <p>⑥投資促進税制(法人税) 国庫補助金の圧縮記帳と中小企業投資促進税制の重複適用ができないものと誤認した事例</p>
---	---

## 【2】書面添付制度「相続税版」(1時間×1コマ)

書面添付制度は、税理士だけに付与された権利です。税理士が書面添付制度を実施することは、専門家である税理士が申告書作成に関して、どの程度の内容にまで関与し、また申告書をどのように調製したかを添付書面に具体的に記載することで意見を表明(陳述)することです。

また、税務官公署に対しては、添付書面の記載内容につき税務代理権限を有する税理士(又は税理士法人)に対する意見聴取により疑義が解消されることを目的としており、税務行政の円滑化・簡素化にも資する制度といえます。税理士と税務当局双方において積極的に活用されることは、納税者の負担軽減や信頼関係の醸成、税理士の社会的地位の一層の向上と信頼される税理士制度の確立にとっても非常に有用です。

今回の勉強会では、「相続税に特化した書面添付制度」について、再現VTRを交えながら分かりやすく説明した内容を収録しています。ぜひこの機会にご視聴ください。

**配信開始日：** 令和3年9月10日(金) 事前申し込み不要です。

**勉強会リーダー：** 本会業務対策部 副部長 石川友章先生

**視聴方法：** 「天王寺支部ホームページ」 → 「会員専用ページ」(ユーザ名およびパスワード入力) → 「支部オンライン勉強会」に掲載されております。  
<http://tennouji.net/members/onlinestusy/>

**受講登録：** 近畿税理士会ホームページ内の「研修受講管理システム」から当勉強会を選択し、受講日の欄に視聴した日を入力(研修会確認コードは「空白のまま」)していただき、ご自身で受講記録の登録を行ってください。自動的には受講登録されませんので、ご注意ください。なお、「天王寺支部ホームページ」 → 「会員専用ページ」 → 「支部オンライン勉強会」 → 「受講申請」をクリックすると、近畿税理士会ホームページ内の「研修受講管理システム」に移動しますので、ご活用ください。